**ボランティアDIWA規約**

**(名称）**

1. この会は ボランティアDIWA (ディーワ)と称する (以下「本会」という)

※名称の由来は　D‥できること

　　　　　　　 I‥いまは

　　　　　　　　W‥私に

　　　　　　　　A‥あったから、という活動精神の頭文字からとった名称である。

**(設立）**

1. 本会は、 ２０１６年１２月２９日に発会

**(事務所）**

1. 本会の事務所は 佐賀県鹿島市大字納富分４２１６－ロ

**(目的）**

**第４条**　本会は、各地で個々に活動する災害ボランティア・支援者・または被災者が、その立場を越えて相互に繋がることにより、情報共有・状況を把握して活動支援をする。

細く長く支援活動を続けることを目的とする。

**(活動内容）**

**第５条** 本会は前条の目的を達成するために次に該当する活動(事業)を実施する。

　（１） 被災地での直接の救援活動、支援活動

　（２） 救援・支援活動の、金銭的・人的物質・心理的後方支援

　（３） ネットワークによる、情報交換により、被災地の現状や他地域の取り組みなどを広く共し

役に立つ情報を伝える 。

　（４）活動は細く長くを信条として、会員個々が自ら判断して,これなら参加できると思う時に、活動する 。

　（５）被災地どうしを結んだりつないだりする活動

（６）被災地に向かっての活動のみならず、メンバー自身や、地域に活動の上での知識や経験を還　元して、今後の自主防災や、地域備災に活かす活動

**(会員）**

**第６条**　(会 員) (※以下 メンバーと呼ぶ)

　　　　本会のメンバーは、本会の基本理念 及び目的に賛同して志を同じくした個人、および団体とする。

　　　　※メンバーは、広範囲に広がっていて(平成３１年１月現在７６名。北海道から熊本まで)

**(入会)**

**第７条** 本会に入会しようとする者は、メンバーからDIWAの活動について説明を受けたのち、賛同のもとに、メンバーを通して招待される形で入会する。

**(退会)**

**第８条** 任意に退会することができる 。

本人に退会の意思がある場合は、これを妨げない。

　　　　※メンバー資格抹消: メンバー内、または、被災地で、会員として相応しくないと認められる事実が発生した場合

**資金に関する規則 (準則)**

**第９条** 本会の資金(寄付金、その他の収入)に関する取り扱いは、この規則の定めるところとする 。

（１）会費：本会は、基本的には全員から一定額の会費を徴収することはしない。

（２）寄付金： 本会の考え方に賛同した個人、団体、企業などからの寄付については、有効に使わせていただく。またどのように活用したかも、報告する。

（３）事業収入 （被災地支援の過程で、支援企業などの事業収入が発生した場合は）、これを支援活動などの継続や、防災・備災活動や、その啓発に使用するものとする

（４）補助・助成金 被災地への高速無料措置、地域や、企業などの各種支援団体からの補助金、助成金については、事業収入と同様に扱う。

**(会 議)**

**第１０条**会議について 本団体に 次の会議をおく

（１）全国各地に広がる被災地を中心としたネットワークでの情報交換を主軸として活動をしているため、一同が介して会議をするというのは、今のところは不可能である 。当面は、LINEネットワーク上での意見のやり取りをして、皆で熟考することを会議とする。 将来的には、対面、もしくはオンライン上で会議の場が開けるよう環境を整えることも必要である。

（２）理事会 、被災地へ出向いての活動などについてはネットワーク内だけでなく、理事、または、実働スタッフと会議をする

(総会 またはそれに準じた、主にLINE上での情報開示と意見交換をへて、賛同を得るものとする

**(総会）**

**第１１条**　総会については必要があるときは随時開催する。

※ネットワーク会議も総会とする。付議する事項は次の通りとする。

（１）年間活動計画 及び 予算決定に関する事項

（２）活動報告 および 決算報告に関する事項

（３）その他運営に関する重要な事項

**(役 員)**

**第１２条** 本会に、次の各役員をおく

1. 会 長(プロジェクト代表) １名
2. 副会長(サブリーダー) 2名
3. 事務局長 １名
4. 会 計 1名
5. 監査役 2名

２　役員の任期は３年とする 。ただし、再任を妨げない

　　別紙にて、氏名等添付

**(職務)**

**第１３条** 会長は会務を総理し、その業務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する 。

３ 事務局長は、本会の事務全般を担当する。

４　会計は、本会の出納事務を担当する。

５　監査は、本会の義務及び財産の状況を監査する

**(事業報告・および決算)**

**第１４条** 会長は、毎年業年度終了後、２ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て、年に１度決算報告をし、メンバーの承認を得る。

**(事業年度)**

**第１５条** この会の事業年度は ４月１日から翌年の３月３１日までとする。

**(会則の変更)**

**第１６条** この会則の改正は、会員がこれを発議し、ネットワーク上に開示して会員の２/３以上の同意を必要とする　 付則：この会則は２０１９年１月１日 から施行する。

付則

前会の会則　2019年1月1日より施行のもと

(役員)第12条の通りに選出

(1)　会長　　1名　　風間扶美子

(2)　副会長　2名　　野口久美子、江口照美

(3)　事務局長1名　　早田茂

(4)　会計　　1名　　小池真紀

(5)　監査役　2名　　宮永和典、中川壽子

2020年2月1日

任期内ではあるが役員の実務が厳しい環境となったことを受け、会長発議の元

役員改選について会議し(会議録あり)、負担を軽減し、長く活動に加わって頂けるよう配慮したい旨役員の理解を得て、これを全会一致で同意して頂いた

これより下記のように役員を改選することとする。

1. 会長　　1名　　風間扶美子(任期継続)
2. 副会長　2名　　野口久美子、江口照美(任期継続)
3. 事務局長1名　　早田茂(任期継続)
4. 会計　　1名　　森川善紘(新任)
5. 監査役　2名　　野口久美子(兼任)、堤さゆり(新任)

会議録に記した理由により、この暫定人事にて当分活動をすることとする。

2020年2月8日　風間扶美子